

上水道訓令甲第4号

長浜水道企業団職員安全衛生管理規程（昭和58年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団

企業長職務代理者

局長 前田喜代次

長浜水道企業団職員安全衛生管理規程（昭和58年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条見出し中「安全衛生推進者」を「組織」に改め、同条中「安全衛生推進者」を「安全管理者、衛生管理者および産業医」に改める。

第4条を次のように改める。

（安全管理者）

第4条 安全管理者は、法第11条第1項の規定に基づき、企業長が選任する。

2 安全管理者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- （1）建築物、設備、作業場所または作業方法の変更等の場合における安全に係る事項の検討に関すること。
- （2）安全装置、保護具その他危険防止のための設備および器具の定期的点検及び整備に関すること。
- （3）作業の安全についての教育および訓練に関すること。
- （4）発生した災害原因の調査および対策の検討に関すること。
- （5）安全に関する資料の作成および収集並びに重要事項の記録に関すること。

第5条を次のように改める。

（衛生管理者）

第5条 衛生管理者は、法第12条第1項の規定に基づき、企業長が選任する。

2 衛生管理者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- （1）健康に異常のある者の発見および処置に関すること。
- （2）職場環境の衛生上の調査に関すること。

- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備に関すること。
- (5) 健康診断の実施およびその事後措置に関すること。
- (6) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持増進に関すること。
- (7) 公務災害の原因調査および対策の検討に関すること。
- (8) 職員の負傷または疾病（以下「傷病」という。）による休務に係る統計に関すること。
- (9) その他衛生管理に関する技術的事項に関すること。

第6条見出し中「指導医」を「産業医」に改め、同条第1項中「指導医」を「産業医」に、「医師のうちから」を「法第13条第1項の規定に基づき、」に改め、同条第2項中「指導医」を「産業医」に、「企業長または安全衛生推進者に勧告」を「企業長に勧告を行い、または衛生管理者を指導し、もしくは助言」に改める。

第7条中「安全衛生管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を「長浜水道企業団安全衛生委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第8条を次のように改める。

（安全衛生委員会）

第8条 前項に定める委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 総務課長
- (2) 水道技術管理者
- (3) 安全管理者
- (4) 衛生管理者
- (5) 産業医
- (6) 職員のうち、安全または衛生に関し経験を有する者のうちから企業長が指名した者

2 前項第1号の委員以外の委員の半数は、長浜水道企業団職員労働組合の推薦を受けた者でなければならない。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第9条第1項および第2項中「連絡会議」を「委員会」に改める。

第10条中「別表第1の上覧に掲げる作業区分に応じて同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから」を「労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条に規定する作業を行うときは、法第14条の規定に基づき」に改める。

第11条中「連絡会議」を「委員会」に改める。

第12条第2項中「臨時健康診断とし、その実施については前条の健康管理計画で定めるものとする。」を「臨時健康診断とする。」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

(健康管理区分の決定と事後措置)

第13条 衛生管理者は、産業医の指導により各種健康診断の結果に基づき健康管理区分(別表)を決定し、検診結果を受検者に通知するとともに、就業および日常生活において留意すべき一般的事項について、保健指導をしなければならない。

第13条第2項を削り、同条第3項中「総務課長」を「企業長」に、「指導医」を「産業医」に改め、同項を第2項とする。

第14条中「指導医および安全衛生推進者」を「産業医および衛生管理者」に改める。

第16条第1項中「前条第5項」を「第15条第4項」に、「指導医」を「産業医」に、「第13条第2項」を「第13条第1項」に改める。

第17条第2項中「指導医」を「産業医」に、「第13条第2項」を「第13条第1項」に改める。

第19条第1項中「安全衛生推進者」を「産業医」に改める。

第20条第1項中「指導医」を「産業医」に改める。

第21条第1項、第2項および第3項中「安全衛生推進者」を「衛生管理者」に改める。

本則に次の別表を加える。

別表(第13条関係)

管理区分		基準	事後措置	備考	
区分	記号				
要 管 理 者	要 休 務	C 2	就業禁止を要する者	○就業禁止決定 ○毎月症状経過を確認	
		C 1	休務(原則として連続1か月以上)のうえ継続して治療を要する者	○所属長に休務を助言 ○診断書により療養状況を確認	休務が1か月未満の者で、その後も継続的な治療または指導もしくは観察を要するものは、要注意者または要観察者とする。
	要 注 意	B 3	休務の必要はないが、継続して治療を要し、かつ、就業制限等健康の保持に就業上の措置を要する者	○残業、日宿直等就業制限その他業務上の措置を所属長に助言 ○要管理者検診の実施(3か月以内に1回) ○医療機関での受診状況確認および指導(1～3か月に1回)	本職解除者で仮出勤中のものおよび治療の必要はないが特に就業上の措置を要する者を含む。
		B 2	就業上の措置は必要ではないが、継続的な治療を要する者	○普通勤務 ○要管理者検診の実施(6か月以内に1回) ○医療機関での受診状況確認および指導(3か月に1回)	
		B 1	治療は特に必要ではないが、軽度の病変を認める者で定期的な指導を要するもの	○普通勤務 ○要管理者検診の実施(6か月以内に1回) ○観察および指導(3か月に1回)	
要 観 察 者	A 2	要注意には至らないが、定期的な観察を要する者	○普通勤務 ○観察および指導(6か月に1回以上) 特に必要な者は要管理者検診	管理者指定の手続はとらず日常の健康管理の中で観察指導する。	
健康者	A 1	上記以外の者			

備考

この健康管理区分は、日常の健康管理の中で産業医が要管理者とする必要があると認めた場合(慢性進行性疾患またはこれに準ずる疾患で長期観察指導を要するものに限る。)にも、これを適用する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。